

地域全体で子どもたちの学びを応援！ 「新学習指導要領」を ご覧ください

全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう学習指導要領をもとに、子どもたちの教科書や時間割が作られています。

「新しい学習指導要領」では、目標や内容が3つの力(資質・能力)で示され、学習の評価や通知表も変わります。これからは、子どもたちが自ら課題を見つけ・学び・考え・判断して行動することで、思い描く幸せを実現できる環境が必要です。

学校・保護者・地域の皆さんが一緒になって「子どもたちの学び」を応援していきましょう。詳しくは、文部科学省「学習指導要領ウェブサイト(右記二次元コード)」をご覧ください。

問い合わせ＝学校教育課(559-5138 FAX 559-6400)



下水道に井戸水を排水している人は手続きが必要です

下水道使用料は、下水道へ排水する水量を計測するのではなく、水道水の使用水量によって計算します。井戸水の場合は、下水道に排水する水量が計測できないため、使用人数・形態の申告により使用水量を認定し、下水道使用料を計算しています。そのため、井戸水を下水道に排水する場合や使用人数・形態に変更が生じた場合は手続きが必要です。

手続きが必要な場合＝①引っ越しなどによる井戸水の使用開始・休止・再開 ②転勤や結婚・出産などにより使用人数の増減があった場合 ③使用形態が変わる場合(井戸水のみを使用していたが、新たに水道水と併用または水道水のみとするとき、水道水との併用から井戸水のみを使用とするとき)

申し込み・問い合わせ＝下水道課(559-5120 FAX 559-0440)

宝くじ社会貢献広報事業を活用して 自治会集会所を建てました



一般財団法人自治総合センターは、宝くじの受託事業収入を財源としてコミュニティ助成事業を実施しています。

西区がこの助成金を活用して「自治会第二集会所」を新築しました。

問い合わせ＝協働推進課(559-5039 FAX 563-1360)



手続きが必要な人は申請をお忘れなく 幼児教育・保育無償化

子育て世代の経済的な負担軽減のため、幼児教育・保育の無償化を行っています。

対象の子ども＝

- ①3歳～5歳児(*)
 - ②住民税非課税世帯の0歳～2歳児
 - *3歳になった後の最初の4月1日以降から小学校就学前まで
 - *認定こども園(教育利用)と市外私立幼稚園は、3歳になった日から小学校就学前まで
- 無償化対象費用(手続きなし)＝
- (1)保育所・認定こども園・公立幼稚園の通常保育料
 - (2)就学前障害児の発達支援の利用者負担
 - ※主食費・副食費・制服代・教材費・延長保育料などは除く

手続きが必要(下記の利用者負担料)

- ①認可外保育施設
- ②認定こども園・幼稚園の預かり保育
- ③市外の幼稚園
- ④一時預かり事業など
- ※①②④は保護者の就労など、保育の必要がある場合のみ

申請方法＝利用を必要とする月の前月(4月から利用の場合は3月末)までに下記へ申請
※在籍園がある場合は園を通じて申請
申請・問い合わせ＝

◆保育所・認定こども園・小規模保育など：保育振興課(559-5073 FAX 563-3611)

◆幼稚園：幼児教育振興課(559-5232 FAX 563-3611)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
お問い合わせ



春の全国火災予防運動

【3月1日～7日、春の全国火災予防運動】

春は空気が乾燥している上に強い風が吹くため、一気に燃え上がって大火になりやすい季節です。日頃から火の用心を心掛け、みんなで防火に努めましょう。

【医療施設での火災を想定した訓練を実施】



一斉放水やはしご車による救出訓練を実施します。どなたでも見学できますので、ぜひお越しください。

日時＝3月3日(火)14時～15時

場所＝三田高原病院(下内神525-1)

問い合わせ＝消防本部予防課(564-0119 FAX 563-1230)

保護者の勤務や急病、育児疲れ解消に 一時預かりを利用しませんか

保護者の断続的な勤務や急病、出産、看護などで困ったときに、就学前児を保育園や認定こども園で一時的にお預かりします。

事業案内・利用可能日数＝

- ①非定型的保育サービス(週3日程度まで、保護者の就労形態などによる場合)
 - ②緊急保育サービス(月15日程度まで、保護者の傷病や入院など緊急的な場合)
 - ③私的理由による保育サービス(月15日程度まで、保護者の育児疲れ解消などのため)
- 対象＝満1歳～就学前児(認可保育所・認定こども園などの在籍児童は利用不可)
- 利用料(給食代含む)＝1日(4時間超)2,800円、半日(4時間以内)2,000円
- 利用・予約方法＝利用までに健康保険証・母子手帳・印鑑を持参し、利用申請書を実施園に提出 ※利用前に実施園で親子面談が必要



一時預かり実施園

(祝日、年末年始、園の行事日などを除く)

あいの保育園「アップル」

月曜～金曜 8時30分～17時 / 12人
問い合わせ＝(568-6292 FAX 兼)

さんだのもり保育園「ひまわり」

月曜～金曜 9時～18時 / 6人
問い合わせ＝(562-6633 FAX 562-6639)

三田けやき台認定こども園「にこにこちゃん」

月曜～金曜 9時～17時 / 6人
問い合わせ＝(564-3332 FAX 564-3339)

問い合わせ＝保育振興課(559-5073 FAX 563-3611)

～第3期(12月～3月分)申請受付開始～ 認可外保育施設の利用者を 補助します

認可保育所・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育を希望しながら入所待ちとなり、認可外保育施設(市内外は不問、企業や病院職員向け等利用者限定の施設は除く)を利用する家庭の負担を軽減するため、保育料補助を実施しています。3月から、第3期(12月～3月分)の補助金の申請受付を行いますので、申請漏れのないようご注意ください。

留意事項＝月の初日から園に在籍していることや平成31年3月31日現在において3歳未満であることなどの要件があります。

申請・問い合わせ＝3月2日～31日必着、提出書類(保育振興課で配布、市ホームページでダウンロード可)を郵送または窓口で、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎2階保育振興課(559-5073 FAX 563-3611)

※今年度利用分の補助申請は3月31日が最終期限です。提出が遅れた場合は、理由を問わず補助金は交付できませんのでご注意ください。詳細は市ホームページをご覧ください。
お問い合わせ



プレミアム付商品券

使用期限は
2月29日(土)まで!

期限後は使用できませんので、
ご注意ください。

問い合わせ＝産業政策課(559-5085 FAX 559-5024)



今月の納税

納期は3月2日(月)まで

国民健康保険税(第8期分) 固定資産税(第4期分)

国保医療課 資格収納係
(559-5050 FAX 559-2636)

税務課 資産税係
(559-5055 FAX 563-5697)

※各市民センターでも納付可(平日の窓口開設時間のみ・休館日は除く)

【スマホでらくらく納付!】LINE Pay・楽天銀行・PayBのスマホアプリで、いつでもどこでも納付ができます(詳しくは市ホームページをご覧ください)